

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会  
第6回総会別冊資料

目 次

1	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会常任委員会決定事項	
(1)	第80回国民スポーツ大会開催準備総合計画(第3次)	P. 1
(2)	第80回国民スポーツ大会正式競技種別変更及び競技会場の変更	P. 2
(3)	第80回国民スポーツ大会記録業務基本方針	P. 3
(4)	第80回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ会場地市町村第四次選定	P. 4
(5)	第80回国民スポーツ大会宿泊基本計画	P. 5
(6)	第80回国民スポーツ大会医事・衛生基本方針	P. 7
(7)	第80回国民スポーツ大会警備・消防防災基本方針	P. 8
2	開催内定に伴う改正後の各種方針等	
(1)	第80回国民スポーツ大会開催基本方針	P. 9
(2)	第80回国民スポーツ大会実施予定競技選択基本方針	P.10
(3)	第80回国民スポーツ大会開催基本構想	P.11
(4)	第80回国民スポーツ大会競技役員等養成基本計画	P.21
(5)	第80回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針	P.23
(6)	第80回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針	P.25
(7)	第80回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項	P.27
3	第80回国民スポーツ大会会場地市町村選定状況	P.29
4	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会組織構成図	P.36
5	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会会則	P.37
6	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会専門委員会規程	P.41
7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会専門委員会名簿	P.45
8	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会委員等名簿	P.49

第80回国民スポーツ大会開催準備総合計画(第3次)

令和3年2月1日  
第9回常任委員会  
改正

年度 逆年	平成28年度(2016) (開催10年前)内々定	平成29年度(2017) (開催9年前)	平成30年度(2018) (開催8年前)	令和元年度(2019) (開催7年前)	令和2年度(2020) (開催6年前)内定	令和3年度(2021) (開催5年前)	令和4年度(2022) (開催4年前)	令和5年度(2023) (開催3年前)決定	令和6年度(2024) (開催2年前)	令和7年度(2025) (開催1年前)	令和8年度(2026) (開催年)	
開催手続	開催要望書提出 (平成27年11月20日)			中央競技団体視察 県議会開催決議(H32.2)	開催申請書提出 (日本スポーツ協会・文科省) 内定書受領 (冬季大会及び本大会)			日本スポーツ協会・文科省視察 決定書受領(会期確定)		冬季大会開催 中央競技団体視察		
準備組織等	県	国体準備室 【教育委員会】 庁内連絡調整会議		国民スポーツ大会準備室 (H30.11)【教育委員会】	国民スポーツ大会準備室 【知事部局】	業務の増加・細分化に応じて段階的に組織を拡充				県行幸啓本部	大会実施本部 警備本部	
	市町村	市町村担当者会議				会場地市町村国スポ準備委員会(随時設置)			会場地市町村国スポ実行委員会		市町村競技会実施本部	
	競技団体	競技団体担当者会議	競技運営計画・ 競技役員等養成計画の作成		競技役員等養成の推進							
準備委員会組織	国体準備委員会 総会 常任委員会 総務企画専門委員会 競技運営専門委員会		国民スポーツ大会へ改称 (H30.8)		宿泊専門委員会 輸送・交通専門委員会 式典専門委員会	医事・衛生専門委員会 警備・消防専門委員会 水泳(飛込)競技運営専門委員会 馬術競技運営専門委員会	全国障害者スポーツ大会との連携		国民スポーツ大会・ 全国障害者スポーツ大会 実行委員会		障害者スポーツ大会 運営専門委員会	
	全体計画	開催基本方針等	開催準備総合計画 (1次)	開催基本構想策定	開催準備総合計画 (2次)	開催準備総合計画 (3次)		開催準備総合計画 (4次)				
専門委員会(実行委員会)	総務企画	会場地選定 経費負担	会場地市町村選定基本方針 会場地市町村選定基準 県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針	正式競技、特別競技、公開競技、 閉・閉会式 会場地市町村選定(数次)	中央競技団体視察	開催会場地の内定		文化プログラム基本方針	文化プログラム実施計画	文化プログラム実施要項	文化プログラム募集	
		文化プログラム		県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目 競技団体及び市町村への意向調査・ヒアリング	デモンストレーションスポーツ会場地市町村選定							
		行幸啓関係										
	競技運営	競技運営	競技役員等養成基本計画 競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針	競技役員等養成事業 実施予定競技 選択基本方針 競技運営基本方針	公開競技実施基本方針 デモンストレーションスポーツ 実施基本方針	リハーサル大会 開催基準要項	記録業務基本方針 記録業務基本計画	自衛隊協力要請基本方針 自衛隊要請基本計画 デモスポ実施基準要項	大会実施要項総則 県記録本部設置要項	競技役員等編成 リハーサル大会 実施本部		文化プログラムの実施 日程の最終調整 総合案内 総監督会議 記録本部 総合・競技別 プログラム
		競技用具		競技用具整備基本方針	デモンストレーションスポーツ実施競技選定			競技用具整備計画	競技用具整備の推進			
		施設	競技・式典会場 競技施設基準		競技施設整備調査	競技施設整備計画			県・市町村の競技施設及び式典会場整備の推進			
	広報・県民運動	情報通信		広報基本方針・基本計画				情報通信基本計画	情報通信システムの調整			会場管理本部
		広報			愛称、スローガン、マスコットキャラクター、イメージソング等			広報活動の推進(ホームページ、広報誌、ポスター、懸垂幕、横断幕、記録映像等)	開催決定イベント	開催1年前イベント		全国報道者会議 報道本部
		県民運動			県民運動基本方針	県民運動基本計画		県民運動の推進(各種媒体の作成及び配布、県民運動実施団体の支援など)	ボランティアの募集・養成			
	宿泊	宿泊		宿泊施設基礎調査	宿泊施設基礎調査	宿泊基本方針	宿泊基本計画	配宿業務準備の推進(仮配宿、充足対策など)	食事提供方針	宿泊料金決定	宿泊要項	宿泊本部
医事・衛生		医事・衛生			医事・衛生基本方針	医事・衛生基本計画	医事・衛生対策各種要項	医療救護要項	医事・衛生業務準備の推進(医療救護、防疫対策、食品衛生、環境衛生など)		救護本部	
輸送・交通		輸送・交通			輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画	輸送・交通業務指針		開・閉会式輸送実施計画		総合輸送本部	
式典	式典			式典基本方針	式典基本構想	式典基本計画	式典実施計画	式典実施要項	式典準備の推進(式典演技、式典音楽、炬火リレー、リハーサル等)		式典運営業務マニュアル 式典本部	
	会場						会場管理基本方針	会場管理基本計画	会場管理体制の整備			
警備・消防	警備・消防				警備・消防防災基本方針	警備・消防防災基本計画	市町村業務推進指針	警備・消防防災業務準備の推進(業務実施計画、マニュアル作成など)			警備消防防災本部	
水泳(飛込)競技運営	水泳(飛込)				水泳(飛込)競技開催準備 総合年次計画 水泳(飛込)競技会開催 基本計画			関係機関への協力依頼、連絡調整				
馬術競技運営	馬術				馬術競技会開催準備 総合年次計画 馬術競技会開催 基本計画	馬術衛生年次計画		関係機関への協力依頼、連絡調整	馬術衛生対策要項			
募金・協賛	募金・協賛						国スポ募金・企業協賛 推進基本方針	国スポ募金・企業協賛 推進要項		国スポ募金・企業協賛活動の推進		
開催県	岩手県	愛媛県	福井県	茨城県		三重県	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会

最終総会  
解散

大会報告書

## 第80回国民スポーツ大会正式競技種別変更及び競技会場の変更

### 1 第80回国民スポーツ大会正式競技種別変更

競技・種目名		種別	市町村名	開催予定施設
ホッケー	変更前	全種別	三沢市	青森県立三沢高等学校グラウンド
	<b>変更後</b>	<b>少年男子 少年女子</b>		
	変更前	全種別	六ヶ所村	六ヶ所村内子内農山村広場 多目的広場
	<b>変更後</b>	<b>成年男子 成年女子</b>		

### 2 第80回国民スポーツ大会競技会場の変更

	競技・種目名	種別	市町村名	開催予定施設	
1	サッカー	変更前	五戸町	五戸町ひばり野公園陸上競技場 五戸町ひばり野公園サッカー場	
		<b>変更後</b>		<b>五戸町ひばり野公園陸上競技場</b>	
2	ハンドボール	変更前	成年男子 成年女子	青森市	盛運輸アリーナ
			少年男子 少年女子	野辺地町	(仮称) 野辺地町総合体育館
		<b>変更後</b>	成年男子 成年女子	青森市	盛運輸アリーナ
			<b>少年女子 少年男子</b>		<b>マエダアリーナ</b>
<b>少年男子</b>	野辺地町	<b>青森県立野辺地高等学校体育館</b>			
3	卓球	変更前	全種別	青森市	マエダアリーナ
		<b>変更後</b>			<b>(仮称) 青森市アリーナ</b>

(留意事項)

開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

## 第 8 0 回国民スポーツ大会 記録業務基本方針

第 8 0 回国民スポーツ大会における競技成績等記録の収集・発表及び総合成績の算出に関する業務（以下「記録業務」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」及び「国民体育大会記録情報処理要項」に定めるもののほか、次の基本方針により実施する。

### 1 記録業務の推進

青森県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）及び関係競技団体は、記録業務を分担し、相互に連携を図りながら、正確かつ迅速に記録業務を推進する。

### 2 記録本部の設置

県委員会及び会場地委員会は、記録業務を円滑に推進するため、それぞれ記録本部を設置する。

### 3 記録システムの使用

県委員会は、記録業務を効率的に実施するため、競技成績等記録を正確かつ迅速に処理することのできる記録システムを使用する。

### 4 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

令和3年2月1日  
第9回常任委員会 決定

第80回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ  
会場地市町村第四次選定

No.	競技名	市町村名	競技予定会場	主管団体名
1	ビリヤード	弘前市	弘前朝日会館マンハッタンクラブ	県ビリヤード協会

(留意事項)

開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後会場の変更が生じる場合がある。

## 第80回国民スポーツ大会宿泊基本計画

第80回国民スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、次の準備業務を推進する。

### 1 配宿業務の実施

#### (1) 配宿計画の作成

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）の円滑な配宿を実施するため、以下の調査結果等に基づき、配宿計画を作成する。

##### ① 宿舎に関する調査の実施

旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）等の県内宿舎の客室形態や設備状況、客室提供可能数、食事の提供方法等を把握する。

##### ② 宿泊意向調査の実施

各都道府県や競技団体等の宿泊予定者数を把握する。

#### (2) 宿舎の充足対策

配宿計画において、大会参加者の収容が困難である場合は、会場地市町村内の旅館の客室提供の促進、公共施設等の利用、民家等の利用及び近隣市町村の旅館利用など必要な充足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町村等による連絡会議を設置する。

#### (3) 配宿の実施

配宿計画及び充足対策の状況を踏まえ、配宿を実施する。

### 2 宿泊本部の設置

各都道府県及び会場地市町村との連絡を密にし、宿泊申込み及び変更、取消に関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、宿泊本部を設置する。

### 3 宿泊料金の決定

宿泊料金については、先催県の事例や旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

#### **4 食事の提供**

大会参加者に提供する食事は、青森県の魅力を堪能できるよう、県内の特産品や郷土料理を積極的に取り入れたものとする。

また、選手・監督が十分に活躍できるよう、安全・安心で栄養バランスの良い食事の提供に努める。

#### **5 弁当の提供**

県及び会場地市町村が提供する弁当は、業務遂行能力及び衛生管理能力等のある弁当調製事業者を選定の上、適正に発注・搬入等を行う。

#### **6 その他**

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、要項等を定め推進する。

## 第 80 回国民スポーツ大会医事・衛生基本方針

第 80 回国民スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、大会参加者等が清潔で快適な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう、次の基本方針に基づき実施する。

### 1 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

### 2 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

### 3 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、食品関係施設等の衛生管理体制を整えるとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

### 4 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く県民の協力を得て、宿舍の衛生対策、各会場及びその周辺環境の美化、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。



## 第80回国民スポーツ大会警備・消防防災基本方針

第80回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）における警備・消防防災対策については、警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等との緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期するものとする。

### 1 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等における事件・事故防止を重点とした適切な警備に関する諸対策を講じる。

また、大会期間中には、関係機関及び団体等の協力を得て、防犯対策を推進し犯罪の防止に努める。

### 2 消防防災対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等の、火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

また、大会期間中の火災その他の災害予防及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関及び団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

### 3 大規模災害・突発重大事案対策

青森県地域防災計画及び市町村地域防災計画等を踏まえ、開・閉会式会場、競技会場、練習会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

### 4 関係機関及び団体等との連絡調整

県及び会場市町村は、関係機関及び団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防防災対策の円滑な推進を図る。

平成28年8月31日  
第1回総会 決定  
平成30年8月30日  
名称変更

## 第80回国民スポーツ大会開催基本方針

### 1 基本方針

第80回国民スポーツ大会は、本県で49年ぶりに開催する国内最大のスポーツの祭典として、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、本県のあらゆる魅力を発信するなど、県民総参加により青森県らしさあふれる大会として開催します。

大会の開催に当たっては、創意工夫により、簡素・効率化を図るとともに、将来の県民へと引き継がれる貴重なレガシー（遺産）となるよう大会終了後も見据えた取組も推進します。

この大会の開催を契機に、県民が年間を通してスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや生きがいがいづくりに取り組むことにより健康・体力の保持増進、競技力の向上が図られ、また、本県を訪れる多くの人達との新たな交流により地域が活性化するなど、「スポーツが盛んな青森県」の実現を目指します。

### 2 実施目標

#### (1) スポーツによる感動の創出と地域へのスポーツの定着

スポーツを「する」「みる」「ささえる」など多様な場面で、感動が創出されることにより、県民の誰もがスポーツに関わる楽しさを感じることができる環境が整備されるとともに、県内各地で地域住民がスポーツに取り組む習慣が身につき、スポーツが地域に定着する大会とします。

#### (2) 自発的、積極的な県民参加による地域の活性化

県民一人ひとりが、開催準備に自発的、積極的に参加するとともに、スポーツを通じた健康づくりなどに一丸となって取り組むことにより、全ての県民が心身ともに健康な状態で大会を迎え、その後も各地域が元気で活力に満ちた姿となる大会とします。

#### (3) 来県者への熱い心でのおもてなしとあらゆる魅力の発信

大会に参加する選手・監督・役員・応援者など数多くの来県者を熱いおもてなしの心で迎えるとともに、大会期間を通して本県のあらゆる魅力を体感していただくことにより、再び本県を訪問したいという気持ちを喚起する大会とします。

平成29年4月19日  
第2回常任委員会 決定  
平成30年8月30日  
名 称 変 更

## 第80回国民スポーツ大会実施予定競技選択基本方針

第80回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）における実施予定競技は、本県のスポーツの現状及び大会後におけるスポーツの推進を考慮しながら、次のとおり選択する。

- 1 正式競技は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民体育大会開催基準要項及び同細則に示されている競技で、公益財団法人青森県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）に加盟している競技団体の競技とする。
- 2 特別競技は、高等学校野球（硬式・軟式）とする。
- 3 公開競技は、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビックの7競技のうち、中央競技団体等と協議の上、実施競技を選択する。
- 4 デモンストレーションスポーツは、正式競技、特別競技及び公開競技として選択されない競技のうち、県スポ協に加盟する競技団体又は県スポ協が推薦するスポーツ・レクリエーション団体の競技の中から、市町村の希望や競技団体の意向を踏まえ、関係機関・団体と協議の上、実施競技を選択する。

平成30年12月21日  
第5回常任委員会 決定

## 第80回国民スポーツ大会開催基本構想



平成30年12月

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会

## 目 次

はじめに 第80回国民スポーツ大会開催基本構想の策定に当たって ～49年ぶりの青森県開催に向けて～	P. 1
第1章 第80回国民スポーツ大会の開催に向けて	P. 2
1 国民スポーツ大会とは	
2 国民スポーツ大会のあゆみ	
3 国民スポーツ大会の課題と改革	
4 青森県での開催意義	
第2章 第80回国民スポーツ大会の基本目標と目指す方向	P. 5
1 基本目標	
2 目指す方向	
第3章 基本目標の実現に向けた取組	P. 6
1 県民の誰もがスポーツに親しむ国スポ	
2 県民が自発的、積極的に参加する国スポ	
3 来県者を熱い心でおもてなしする国スポ	
第4章 「スポーツが盛んな青森県」の実現に向けて	P. 8

## はじめに 第80回国民スポーツ大会開催基本構想の策定に当たって ～49年ぶりの青森県開催に向けて～

国民スポーツ大会は、国民体育大会（国体）の名称で、昭和21年（1946年）に京都を中心とした京阪神地域で第1回が開催されて以来、都道府県持ち回りで開催されている国内最大のスポーツの祭典であり、国民の健康増進と体力向上、地方スポーツの振興と地方文化の発展等に寄与してきました。

青森県では、昭和52年（1977年）に「心ゆたかに 力たくましく」のローガンの下、第32回国民体育大会「あすなる国体」が、初の完全国体（冬季、夏・秋季の全種目を同一県内で開催）により県内各地で開催し、本県のスポーツ振興に多大な影響を与えるとともに、完全国体を成し遂げた県民の自信と誇りは、その後の県勢発展の大きな原動力となりました。

前回開催から49年ぶりとなる2026年に青森県で第80回国民スポーツ大会を開催します。

この開催基本構想は、「青森県基本計画」において本県が目指す「スポーツが盛んな青森県」を踏まえ制定した「第80回国民スポーツ大会開催基本方針（平成28年8月31日 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回総会決定）」に基づき、大会の開催及び開催準備の指針となる基本目標とその実現に向けた方向性を明らかにするものです。

## 第1章 第80回国民スポーツ大会の開催に向けて

### 1 国民スポーツ大会（国スポ）とは

国スポは、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を目指し、地方スポーツの推進と地方文化の発展を図ることを目的として、毎年開催されている国内最大の国民スポーツの祭典です。

「冬季大会」と「本大会」の競技得点の合計を競う都道府県対抗方式で開催され、天皇杯（男女総合成績1位）・皇后杯（女子総合成績1位）の獲得を目指し、都道府県代表の選手が各競技で熱い戦いを繰り広げます。

青森県で開催する国スポでは、競技得点の加対象となる「正式競技」のほか、「特別競技」、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」といった競技を実施することになります。

#### 第80回国民スポーツ大会（本大会）における実施予定競技

区分	競技名
正式競技（37競技）	陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
特別競技（1競技）	高等学校野球
公開競技（7競技）	綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック
デモンストレーションスポーツ	地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るため、県内居住者を対象として実施する競技（今後選定）

### 2 国民スポーツ大会のあゆみ ※過去時点での名称となっております。

国民スポーツ大会は、国民体育大会（国体）の名称で、戦後の混乱期の中で国民に希望と勇気を与えるため、昭和21年（1946年）に、京都を中心とした京阪神地域で第1回大会が開催されて以来、毎年、各都道府県の持ち回りで開催されています。

昭和23年（1948年）の第3回福岡県大会から都道府県対抗方式が確立し、天皇杯と皇后杯が創設されました。

昭和63年（1988年）の第43回京都府大会から2巡目に入り、全国を東地区（北海道・東北・関東）、中地区（北信越・東海・近畿）、西地区（中国・四国・九州）の3つに分けて輪番制で開催されています。

当初は、冬季、夏季、秋季の3会期で実施されていた国体は、平成18年（2006年）の第61回兵庫県大会から夏季大会と秋季大会が統合され、以降は冬季大会と本大会の2会期として開催されています。

今般、スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成30年7月20日公布）により、国体の略称で親しまれてきた国民体育大会は、2024年の第78回佐賀県大会から、国民スポーツ大会（国スポ）に改称されます。

なお、平成13年（2001年）の第56回宮城県大会からは、国体開催後、開催県で全国障害者スポーツ大会が開催されています。

### 3 国民スポーツ大会の課題と改革 ※過去時点での名称となっております。

第1回大会が開催されて以来、半世紀以上が経過する中で、国内のスポーツレベルの向上と国際化により、トップアスリートが国際大会に関連する大会への出場を重視し、国体への参加を見送ることや、地方自治体の財政状況が厳しさを増す中で、開催地に求められる人的、財政的負担感が増大したことなど、国体を取り巻く状況は変化してきました。

このような状況を踏まえて、公益財団法人日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会 以下「日本スポーツ協会」とする。）では、平成15年（2003年）3月に「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」を策定し、「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」の観点から、トップアスリートの参加促進、夏季大会と秋季大会の一本化、総参加数の削減など、新しい国体に向けた各種改革の取組を進め、さらに、平成25年（2013年）3月には「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」を策定し、少年種別の充実や各競技会の実施規模等の見直しなどの取組も進めているところです。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京都に決定したことを受け、平成26年（2014年）6月には「国民体育大会における2020年オリンピック対策実行計画」を策定し、継続的なアスリートの発掘・育成・強化の促進のために、オリンピック競技大会の実施競技等で国体において未実施の競技等の一部を追加して競技会を実施しています。

日本スポーツ協会では、引き続き、大会開催経費の負担軽減等、各種諸課題について国スポ改革の取組を推進することとしています。



#### 4 青森県での開催意義

国スポは、国内最大のスポーツの祭典であると同時に、国内トップレベルの競技を身近に観戦することができる絶好の機会であり、全国から沢山の参加者が県内各地を訪れることとなります。また、デモンストレーションスポーツの実施により、競技スポーツばかりではなく、県民の誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの推進も図られます。

このような中、青森県で国スポを開催することは、県民のスポーツに対する興味・関心を高めるほか、スポーツによる地域の活性化やスポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりの推進、次代を担う子どもたちに夢や希望を与えるなど、本県にとって、新たな活力の創出に繋がるという意味で、大いに意義があり、全国から訪れる多くの参加者へ本県のあらゆる魅力を発信できる貴重な機会でもあります。

## 第2章 第80回国民スポーツ大会の基本目標と目指す方向

### 1 基本目標

#### オールあおもりで感動を創出し、県民のレガシー（遺産）とする

青森県で開催する第80回国民スポーツ大会が、県民力を結集し、青森らしさあふれる大会となるよう、開催準備段階から感動が創出されるとともに、様々な取組が開催後の本県活力へ繋がることを目指して、「オールあおもりで感動を創出し、県民のレガシー（遺産）とする」ことを基本目標と定めます。

また、基本目標の実現に向けて次の3つの項目を大きな柱として、様々な取組を展開していきます。

### 2 目指す方向

#### （1）県民の誰もがスポーツに親しむ国スポ

本県選手が活躍するとともに、県民の誰もが、スポーツの楽しさや素晴らしさを実感し、国スポ開催時のみならず、開催後もスポーツに親しむ大会を目指します。

#### （2）県民が自発的、積極的に参加する国スポ

県民一人ひとりが持つ知恵や力が、開催準備段階から発揮され、開催時にそれらが結集することで、大きな県民力となる大会を目指します。

#### （3）来県者を熱い心でおもてなしする国スポ

大会に参加する来県者を心から歓迎するとともに、青森県のあらゆる魅力を発信するなど、熱い心でおもてなしする大会を目指します。

### 第3章 基本目標の実現に向けた取組

#### 1 県民の誰もがスポーツに親しむ国スポ

##### (1) スポーツを通じた健康づくり、生きがいづくりの推進

- ・ 県民一人ひとりが、年間を通して身近で気軽に取り組めるよう、地域におけるスポーツ教室や健康づくり教室、スポーツイベント等の情報を発信するなど、地域のスポーツ活動を推進します。
- ・ 国スポ開催後に開催が予定されている全国障害者スポーツ大会に向け、障害者のスポーツ活動への理解や普及・啓発、発展に努めます。
- ・ 国スポ実施競技のうち、デモンストレーションスポーツについては、生涯スポーツの推進のためにも、可能な限り様々な競技を県内各地で開催します。

##### (2) 将来にわたり持続可能な競技力の向上

- ・ 県内関係分野の機関・団体等で構成する県競技力向上対策本部による競技力向上の推進体制の充実を図ります。
- ・ 継続的な指導体制の確立のため、指導者の計画的な養成及び資質の向上を図ります。
- ・ ジュニア期からの選手の発掘を行い、国スポ等の全国大会や、国際大会等で活躍できる選手の育成・強化に努めます。

##### (3) スポーツへの関心の広がり

- ・ 県内ゆかりのアスリートによる、国スポ実施競技の認知度向上を図るとともに、各競技の魅力を発信します。
- ・ 県内で開催するプロスポーツや各種スポーツ大会等について、積極的に周知します。
- ・ 大会開催時には、観戦のために各競技会へ訪れる県内外の多くの方々に対応できるよう、必要な環境整備に努めます。

#### 2 県民が自発的、積極的に参加する国スポ

##### (1) オールあおもりとなる県民運動の推進

- ・ 様々な機会を通じて県民に対し大会開催への理解を図るとともに、多様な広報媒体を活用した効果的な広報活動により開催気運の醸成を図ります。
- ・ 子どもや学生をはじめ、働き世代、高齢者など、広く県民が、自発的、積極的に参加する多彩な県民運動を展開します。
- ・ 企業やNPO等が持つノウハウや発想を積極的に取り入れ、協働による取組を行うことにより、効率的・効果的な大会の開催に努めます。

## (2) ボランティア等の人財育成

- ・総合開・閉会式や各競技会、総合案内所等で活躍する大会を支えるボランティアを募集・養成します。
- ・競技会の開催に当たる競技役員等について、県内競技団体と連携して計画的に養成します。

## (3) 県内各地での競技会の開催

- ・多くの県民が各地域で参画し、スポーツの定着が図れるよう、正式競技、特別競技、公開競技及びデモンストレーションスポーツについて、可能な限り県内各地で分散開催します。
- ・大会運営や準備に当たっては、公共交通機関等の利用促進を図るなど、環境への配慮に努めます。
- ・同一競技を共同で開催する市町村間では、競技会開催に係る宿泊や輸送、地域の魅力発信などについて、連携した取組を進めます。

## 3 来県者を熱い心でおもてなしする国スポ

### (1) あおもりのあらゆる魅力の発信

- ・あおもりの自然・歴史・文化・食・物産等のあらゆる魅力について、全国の方々に開催前から注目されるよう、観光関連団体等と連携をしながら効果的、複合的に全国へ発信します。
- ・競技会会場周辺をはじめ、周辺市町村へも来県者が訪れたいくなるよう、地域の魅力発信に取り組みます。

### (2) 来県者との交流の促進

- ・県内の駅や空港など交通の主要な場所に、来県者を歓迎し、大会や観光等の様々な情報が入手できる総合案内所を設置します。
- ・総合開・閉会式や各競技会会場では、参加選手等と県民との交流が図られるよう、機会の充実に努めます。
- ・全ての参加選手が、その力を十分に発揮できるよう、本県選手はもちろんのこと、他都道府県選手の応援も行うことで、大会全体を盛り上げます。

### (3) 来県者等へのおもてなしの推進

- ・参加者や来県者、関係者等が、必要な情報を容易に入手できるよう、ICTを活用するなどした環境整備に努めます。
- ・県民一人ひとりが、来県者を歓迎し、まごころや親切心を持って接するなど、心のこもったおもてなしに努めます。

## 第4章 「スポーツが盛んな青森県」の実現に向けて

全国的な人口減少や少子・高齢化に加え、青森県は平均寿命が男女とも全国最下位の状況にあります。スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進など、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、県民一人ひとりが、健やかな生命と心を育み、豊かな暮らしを送ることができる活力ある長寿県（健康長寿県）を目指す青森県にとって、スポーツの推進は大変重要な要素であると言えます。

このような中、あすなる国体以来49年ぶりに青森県で開催する国スポを、様々な課題解決の絶好の機会と捉え、よりよい青森県づくりのために国スポ開催を成功させることはもちろんのこと、国スポ開催後にもその効果が持続することが重要です。

競技力の向上や地域スポーツの推進により、スポーツを「する」人が増えることは、全国大会や国際大会で多くの選手が活躍し、県民に活力を与えるとともに子どもたちへ夢や希望、勇気を与えることができます。また、多くの県民がスポーツに親しみ、日常的にスポーツに取り組むこととなり、健康長寿県へつながります。

国スポ開催を通じたスポーツへの関心の広がりにより、スポーツを「みる」人が増えることは、県民のスポーツへの興味・関心を高め、スポーツ観戦の楽しさや素晴らしさを理解し、プロスポーツや各種スポーツ大会が賑わい、地域経済へも好影響をもたらすことができます。

大会ボランティアや競技役員等が養成され、大会期間中を通して活躍することにより、スポーツを「ささえる」人が増えることは、国スポ開催後の青森県のスポーツ活動の基盤となり、地域活動への意識が醸成され、地域が更なる発展をするための活力にもなります。

このように県民が様々な形でスポーツに関わることは、県民一人ひとりの貴重な財産となり、青森県が目指す「スポーツが盛んな青森県」の実現へ向けての大きな原動力となります。国スポ開催後も多くの人財が活躍し、スポーツを通して地域が活性化されるよう、2026年、国内最大のスポーツの祭典である第80回国民スポーツ大会の開催に向け、県民の総力を結集し、オールあおもりで取り組んでいきます。

平成29年4月19日 第2回常任委員会 決定 平成30年8月30日 名称変更
---

## 第80回国民スポーツ大会競技役員等養成基本計画

第80回国民スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第80回国民スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第80回国民スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、第80回国民スポーツ大会競技役員等養成基本計画を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

### 1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

### 2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

### 3 養成事業

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成事業については、次のとおりとする。
  - ① 県内講師による県内講習会
  - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
  - ③ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
  - ④ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
  - ① 県内講師による県内講習会
  - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

#### 4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分・内容			年 度										
			平成 29年 9年前	平成 30年 8年前	令和 元年 7年前	令和 2年 6年前	令和 3年 5年前	令和 4年 4年前	令和 5年 3年前	令和 6年 2年前	令和 7年 1年前	令和 8年 開催年	
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	← 資格取得、資格維持、資質向上 →										
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	← 資格取得、資格維持、資質向上 →									
		その他 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	← 養成、資質向上 →									
	競技補助員	県内講習会	← 養成、資質向上 →										
	競技会係員	県内講習会	← 養成 →										
	競技会補助員	県内講習会	← 養成 →										

#### 5 競技役員等の養成計画

- (1) 競技役員等の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成する。
- (2) 養成計画は、事業の進捗状況をふまえ、毎年見直しをする。

平成30年1月15日  
第3回常任委員会 決定  
平成30年8月30日  
名称変更

## 第80回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針

第80回国民スポーツ大会において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項及び同細則、国民体育大会公開競技実施基準並びに第80回国民スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により実施する。

### 1 実施目的

- (1) 国スポを契機として、競技の普及及びスポーツの振興を図り、生涯スポーツの実現を推進する。
- (2) 県民が多くのスポーツに触れ合う機会を増やすことにより、健康・体力の保持増進、競技力の向上が図られ、併せて多くの人達との新たな交流により地域が活性化するなど「スポーツが盛んな青森県」の実現を目指す。

### 2 実施競技の選択

実施競技は、第80回国民スポーツ大会実施予定競技選択基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビックの7競技から選択する。

- (1) 競技を実施することにより、国スポ終了後においても、県内での当該競技の普及・振興が推進されること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

### 3 会場地市町村の選定

会場地は、第80回国民スポーツ大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 市町村と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施する公開競技の普及・振興を推進する市町村であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

### 4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は令和8年4月1日から閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、4日間を上限とする。



## 5 業務分担及び経費負担

- (1) 競技会の準備及び開催運営に係る業務は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として競技会参加者の自己負担とする。

## 第80回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針

第80回国民スポーツ大会において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項及び同細則、国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準並びに第80回国民スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により実施する。

### 1 実施目的

- (1) デモスポの実施により、県民の国スポへの参加機会をより多く設けるとともに、県内各地で地域住民がスポーツに取り組む習慣が身につく、スポーツが地域に定着する大会を目指す。
- (2) デモスポを通じて、地域スポーツの普及・推進を図り、健康・体力の保持増進及び、各地域が元気で活力に満ちた姿になることを目指す。
- (3) デモスポへの参加を通じて世代間や地域間の交流の輪を広げ活力ある地域づくりを目指す。

### 2 実施競技の選択

実施競技は、第80回国民スポーツ大会実施予定競技選択基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 正式競技、特別競技及び公開競技以外の競技で、公益財団法人青森県スポーツ協会に加盟、又は推薦する競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、又は普及する見込みがあること。
- (3) 競技団体の組織が整備されており、大会運営能力があること。
- (4) 原則として、既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町村及び競技団体の開催希望があること。

### 3 会場地市町村の選定

会場地は、第80回国民スポーツ大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポの普及・振興を推進する市町村であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

#### 4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、令和8年4月1日から閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は原則として1日とする。

#### 5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担は第80回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針の定めるところによる。

## 第80回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項

### 1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会競技運営基本方針」に基づき、第80回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における各競技会の円滑な運営に資するために会場地市町村と関係競技団体が実施する競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に関して、基本的な事項を定める。

### 2 目的

大会の目的は次のとおりとする。

- (1) 会場地市町村及び関係競技団体の競技会運営能力の向上を図り、国スポの円滑な開催に資する。
- (2) 県民の国スポ及び競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、国スポ開催の気運醸成を図る。

### 3 開催期間及び回数

大会は、会場地市町村と関係競技団体が協議の上、会場地市町村において令和7年度から国スポ開催時までの間に、1競技につき1回開催できるものとする。

### 4 大会の開催

大会は、会場地市町村及び関係競技団体が協力して開催するものとし、分散開催の競技については、複数の会場地市町村により共同で開催することができるものとする。

### 5 大会の規模

大会は、原則として参加者数及び競技役員数等が国スポを上回らないものとし、東北地区大会の活用に努めるものとする。

なお、これによらない場合は、青森県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）と別途協議するものとする。

### 6 大会の運営

- (1) 大会は、国スポにおける各競技会に準じ、運営する。
- (2) 大会に使用する施設は、原則として国スポで使用する施設とする。
- (3) 大会は、会場地市町村及び関係競技団体の実情に応じたものとし、双方が協力して創意工夫することにより、簡素で効率的な運営に努める。

### 7 大会の経費

- (1) 大会の経費は、会場地市町村及び関係競技団体が負担するものとする。
- (2) 大会は、華美、過大にならないように留意し、その経費については、目的が達成できる必要最小限度にとどめるものとする。

## 8 開催の手続き

大会を開催する会場地市町村は、関係競技団体と協議の上、大会開催申請書を県委員会に提出し、承認を求めるものとする。

なお、提出する申請書及び提出時期については、別に定める。

## 9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。